

水戸市都市景観条例及び水戸市屋外広告物条例

1 水戸市都市景観条例（抜粋）

第 7 章 都市景観審議会

（都市景観審議会）

第 31 条 優れた都市景観づくりを推進するため、水戸市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（審議事項）

第 32 条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 景観計画に関すること。
- (2) 都市景観重点地区及び地区都市景観計画に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること。
- (4) その他優れた都市景観づくりに関すること。

（組織等）

第 33 条 審議会は、関係機関、団体の役員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に、必要に応じ 3 人以内の臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、審議事項に係る関係住民のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 34 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該審議事項の審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第 35 条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 36 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は 2 分の 1 以上の委員(臨時委員を含む。)の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第 37 条 審議会に、優れた都市景観について調査、検討するため専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第 33 条第 1 項に規定する委員のうちから、会長が別に定める。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査、検討を行った場合は、当該調査、検討の結果を審議会に報告するものとする。

(義務的意見聴取)

第 37 条の 2 市長は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 景観計画の策定又は変更をしようとするとき。
- (2) 法第 14 条第 1 項に規定する通知をしようとするとき。
- (3) 都市景観重点地区の指定又は変更をしようとするとき。**
- (4) 地区都市景観計画の策定又は変更をしようとするとき。**
- (5) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定又は指定の解除をしようとするとき。

(庶務)

第 38 条 審議会の庶務は、都市計画部において行う。

2 水戸市屋外広告物条例（抜粋）

(水戸市都市景観審議会の意見の聴取)

第 36 条 市長は、次の各号に掲げる場合は、水戸市都市景観条例(平成 4 年水戸市条例第 4 号)第 31 条に規定する水戸市都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 禁止地域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 特別規制地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。**
- (3) 景観整備地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (4) 第 7 条第 2 項の規定により基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (5) 禁止物件を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (6) 第 16 条の規定により許可しようとするとき。
- (7) 別表第 1 から別表第 3 までに定める基準を変更しようとするとき。